

選 奨 規 則

(最終の改正日) 平 29. 4. 22 改正

第 1 章 総則

第 1 条 本学会定款第 5 条第五号に基づき、この法人の目的並びに事業に関して功績又は業績のあった者の表彰・奨励（以下「選奨」という。）はこの規則により行う。

第 2 条 選奨の種類は次のとおりとする。

- (1) 佐藤論文賞 (Sato Prize Paper Award)
- (2) 功績賞 (Prize for Distinguished Achievements in Acoustics)
- (3) 栗屋 潔学術奨励賞 (Awaya Prize Young Researcher Award)
- (4) 技術開発賞 (Technical Development Award)
- (5) 独創研究奨励賞 板倉記念 (Itakura Prize Innovative Young Researcher Award)
- (6) 環境音響研究賞 (Prize for Distinguished Research in Environmental Acoustics)

第 3 条 前条の贈呈を行ったときは、受賞者の氏名、業績の内容などを本学会誌に発表する。

第 2 章 , 第 3 章 省略

第 4 章 栗屋 潔学術奨励賞

第 27 条 栗屋潔学術奨励賞（以下「栗屋賞」という。）は、音響に関する学問、技術の奨励のため、有為と認められる新進の研究・技術者に贈呈する。

第 28 条 栗屋賞に関する経費は、本会の基金に繰入れられている栗屋潔博士の御遺族からの寄付金 1,000 万円の利子によって支弁するものとする。

第 29 条 栗屋賞は、本会の春季又は秋季研究発表会において優秀な論文を講演、発表した者で、次の各号のすべてに該当する者のうちから各研究発表会ごとに 5 名以内、毎年 10 名以内を選定して贈呈する。

- (1) 講演時において学生会員である者又は当該年度末において満年齢 39 歳以下の正会員であるもの。
- (2) 研究発表会講演申し込みの際、講演者として登録し、かつ講演を行った者。
- (3) 選定の時期において本学会員である者。
- (4) 栗屋賞を受けたことのない者。

第 30 条 栗屋賞は、賞状及び賞金とし、賞金は 1 名について 1 万円とする。

第 31 条 前条の賞状及び賞金は、原則として当該研究発表会の次に開催する研究発表会の際、贈呈する。

第 32 条 [削除]

第 33 条 栗屋賞受賞候補者選定のため、毎年奨励賞選定委員会を設ける。

第 34 条 栗屋賞選定委員会は、委員長、選定委員、幹事をもって構成する。

第 35 条 委員長は副会長とし、選定委員は委員長の推薦により会長が委嘱する。

2 選定委員は、原則として理事 3 名と専門分野から選出した 10 名以内の学識経験者とする。

3 幹事は、選定委員のうちから委員長が委嘱する。

第 36 条 栗屋賞受賞予定者の選定は、別に定める選定手続により行う。

第 37 条 委員長は前条の手続により栗屋賞受賞予定者の選定が終ったときは、その結果を選定経過とともに会長に報告する。

第 38 条 会長は前条の選定委員会の報告を役員会に諮り、審議の上、栗屋賞受賞者を決定する。

第 39 条 栗屋賞選定委員会は、役員会において栗屋賞受賞者が決定されたときをもって解散する。

栗屋 潔学術奨励賞受賞予定者選定手続

(最終の改正日) 平 26. 10. 24 改正

選奨規則第 36 条による栗屋潔学術奨励賞受賞予定者の選定は、この手続に従って行う。

1. 選定の対象者は、選奨規則第 29 条に該当する者とする。
2. 委員長は春季及び秋季研究発表会の各終了後 1 か月以内に、次項の推薦者に対し受賞候補者 2 名以内の記名推薦を求める。推薦者は、分野及び発表形式（口頭発表、ポスターセッション発表）に関わらず聴取した対象者の講演発表の中から推薦する。
3. 推薦者は、当該研究発表会の座長、並びに当該研究発表会に出席した役員、評議員及び各研究委員会正副委員長とする。1 名の推薦者が推薦できる人数は、2 名までとする。
4. 各推薦者は 2 項の推薦に際し、受賞候補者が行った講演発表に対して、「独創性」、「貢献度」、「努力度」、「発表の仕方」等を総合的に評価し推薦する。
5. 委員長は 2 項により、2 名以上の推薦者によって選ばれた受賞候補者を第 2 次受賞候補者とし、受賞資格を審査の上、推薦一つにつき 5 点を乗じて集計し「得点 A」とする。
6. 委員長は前項の第 2 次受賞候補者について、当該研究発表会を含め、これまで第 2 次受賞候補者自身が行った講演発表に対する評点を、1 件が 1 点として集計し「得点 B」とする。
7. 委員長は第 2 次受賞候補者が栗屋潔学術奨励賞の第 2 次受賞候補者となった履歴に対する評点を、次の評価基準に従って求め、「得点 C」とする。

第 2 次受賞候補者歴	評点
1 回目（当該研究発表会）	0
2 回目	5
3 回目	10
4 回目	15

5 回目以降も 1 回につき 5 点を加算

8. 委員長は選定委員会を開催し又は書面により、4～7 項の資料を参照・審議の上、栗屋 潔学術奨励賞受賞予定者として各季研究発表会ごとに 5 名以内、毎年 10 名以内を選定する。
9. 委員長は、選定した栗屋 潔学術奨励賞受賞予定者をとりまとめ、その氏名、講演発表論文題目、出身学校と卒業年次を記した文書を作成し選定経過とともに、2 月中旬までに会長に報告する。

附則

- 1) この手続の改正は平成 21 年 12 月 17 日から施行し、2010 年春季研究発表会から適用する。
- 2) 当面の間、選定手続第 4 項から第 7 項の合計得点が 20 点以上の者の中から受賞予定者を選定する。なお、選定委員長は、同得点に達していない場合でも、選定委員会に諮り選定することができることとする。